

平成24年

第2回市議会定例会 議案第6号

函館市都市計画法施行条例の一部改正について

函館市都市計画法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年6月13日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市都市計画法施行条例の一部を改正する条例

函館市都市計画法施行条例（平成15年函館市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3条第1項第1号，第3号，第5号および第6号に掲げる区域の項第15項中「または老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第20条の4に規定する施設」を削り，同表第3条第1項第2号および第4号に掲げる区域の項第1項および第3項中「（老人福祉法施行規則第20条の4に規定する施設を除く。）」を削り，同表第3条第1項第7号に掲げる区域の項第6項中「または老人福祉法施行規則第20条の4に規定する施設」を削る。

別表第2第4条第1項第1号に掲げる区域の項第1項および第2項中「（老人福祉法施行規則第20条の4に規定する施設を除く。）」を削り，同表第4条第1項第2号に掲げる区域の項第12項中「または老人福祉法施行規則第20条の4に規定する施設」を削る。

別表第3第5条第2号ア，エおよびキに掲げる区域の項第1項および第3項中「（老人福祉法施行規則第20条の4に規定する施設を除く。）」を削り，同表第5条第2号ウ，オおよびカに掲げる区域の項第15項中「または老人福祉法施行規則第20条の4に規定する施設」を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(提案理由)

老人福祉法施行規則の一部改正に伴い規定を整備するため